中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務を委託する者を選定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 主催者

山口県

3 業務の概要

(1)業務の名称

中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務

(2)業務内容

別添「中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費の上限額

9,511,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に 規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、業務委託に係る業務種目の大分類「企画・製作」又は「その他」において、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書(別記様式1)を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「13 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 提出期限

令和7年3月7日(金)午後5時まで(必着)

(4) その他

この手続の開始後に、4 (2) に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨明記すること。

6 提案書等の作成

(1) 提案書(様式任意)

ア 企画提案者は、別添仕様書記載の業務に係る以下の事項について提案すること。

NO	区分	内 容
1	提案概要	・本県の知財支援業務に対する理解
		・提案コンセプト
		・業務実施における基本的な考え方など
2		(1) 知的財産基本戦略推進事業
		・知財制度の普及・啓発に関する提案・目標
		・企業訪問及び地域支援機関等との連携を中心とした知財支援
		に関する提案・目標
		・開放特許等の個別案件紹介に関する提案・目標
		・中小企業等の海外事業展開に係る知財関係支援に関する提案・
		目標
	提案内容	(2) 知的財産活用促進事業
	達成目標	・ライセンス契約締結支援に関する提案・目標
		・企業訪問を中心としたマッチング・技術移転支援に関する提
		案・目標
		・知的財産権の効果的活用に向けた支援に関する提案・目標
		・中小企業等の海外事業展開に係る知財関係支援に関する提案・
		目標
		(3) 知的財産国内出願助成事業
		・助成金による支援に関する提案・目標
3	業務実施	(1)業務実施体制
		・事業実施のための体制・コーディネータなどの配置・指揮系統
		・助成金審査委員会の構成
		・事業実施スケジュール等
		(2)業務実績
		・本業務と同種・類似業務の受注実績等

イ 体裁は原則A4版とし、<u>1部</u>提出すること。

(2) 参考見積書(様式任意)

- ア 提案金額に係る積算内訳を明示した見積書を作成すること。
- イ 消費税及び地方消費税を含むこと。
- ウ 1部提出すること。
- (3) 事業者の概要 (様式任意)

ア 所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など事業者の概要がわかるものと すること。パンフレット等、既存のもので可。

イ 1部提出すること。

7 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

提出書類	6に掲げる書類一式		
提出期限	令和7年3月17日(月)午後5時まで(必着)		
	持参、郵送又は電子メールによること。		
担山十沙	※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに限るものとする。		
提出方法	なお、電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を		
	行うこと。		
提出先	「13 問い合わせ先・提出先」のとおり		
	・提案を提出するのは、1者につき1提案とする。		
	・提出した書類は返還しない。		
	また、提出期限後の書類の追加、修正等は認めない。		
備考	・提案書は、本公募型プロポーザルの選定業者を決定するものであり、業		
	務実施に当たっては、選定業者の提案書を基にして山口県と協議を重ね		
	て実施するものとする。		
	・電子メールで提出する場合は、PDF形式とすること。		

8 審査・選定方法等

(1)審查方法

イノベーション推進課競争入札等審査会(以下「審査会」という。)が、提出された提案書等について審査基準に基づき書類審査を実施し、最優秀提案者を決定する。

(2)審査会の日程

令和7年3月下旬

(3)審査基準

別添「審査基準」のとおり

(4) 最優秀提案者の決定

審査会の委員において、提出された提案書について、審査基準に基づき採点し、委員の点数評価を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

また、合計した点数が同点の場合は、委員による合議で順位付けを行う。

9 審査の結果

審査結果は企画提案者全者に対して通知するが、結果に係る説明は行わない。なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

10 契約の締結

選定された最優秀提案者(契約候補者)と山口県が協議し、随意契約により本業務 委託の手続きを行う。 なお、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、採用になった案について、 山口県との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもある ものとする。

また、協議が不調なときは、8 (4) の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

12 その他

- (1) 提案書等の作成、提出など提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。
- (3) この手続の開始後に、4(2) に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年3 月10日(月)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (4) 提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て企画提案者が負うものとする。
- (5) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要 領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締 結を行わないことがある。
- (6)業務内容等に関して質問がある場合は、令和7年3月7日(金)午後5時までに、 質問書(別記様式2)を電子メールにより送付すること。なお、送信後に必ず電話で 受信の確認を行うこと。(宛先は13に同じ)

※ 質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

(7) 質問書(別記様式2)による質問への回答は、令和7年3月12日(水)までに、 個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールによ り回答する。なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとし て取り扱う。

※ 質問を行った事業者名は非公表とする

13 問い合わせ先・提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県産業労働部イノベーション推進課 担当:來見

TEL: 083-933-3143 FAX: 083-933-3159 E-mail: a16900@pref.yamaguchi.lg.jp